

## 説明会を掲示により行う場合の掲示

### ドン・キホーテ貝塚店の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき駐車場の出入口を変更する旨の届出を令和6年9月5日付けで貝塚市長に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

#### 【店舗名称】

名称 ドン・キホーテ貝塚店  
所在地 貝塚市小瀬338番1

#### 【設置者】

名称 巖本商事株式会社  
住所 京都市南区西九条東比永城町75番地

#### 【変更しようとする事項】

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

2箇所

（変更後）

3箇所

※敷地東面に新たに出入口を設置します。

#### 【変更する理由】（法第6条第2項に基づく変更届の場合のみ）

利便性の向上のため。

#### 【変更する年月日】

令和6年9月17日

#### <問い合わせ先>

- ・所在地：大阪市中央区瓦町四丁目3番地7号
- ・名称：株式会社エスパシオコンサルタント
- ・電話番号：06-6233-7111

#### （届出書の縦覧場所）

貝塚市 総合政策部 産業戦略課  
所在地：貝塚市島中1丁目17番1号

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業振興課  
所在地：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎25階

備考1：大きさは日本工業規格A1（594mm×841mm）以上としてください（縦置き、横置きは自由）。

2：風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に設置してください。

3：{変更事項}には、変更内容を記入してください。（例：営業時間、駐車場の収容台数等）